

SSBJ、サステナビリティ開示基準の公開草案について意見募集

IFRSS 1号およびIFRSS 2号に相当する基準案

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、三月二九日、①サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用（案）」、②サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第一号「一般開示基準（案）」および③同第二号「気候関連開示基準（案）」の三つの公開草案を公表し、七月三一日を期限として、意見募集を開始した。

二〇二三年六月、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、最初のIFRSSサステナビリティ開示基準となるIFRSS 1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」およびIFRSS 2号「気候関連開示」を公表している（これらの内容は、本誌二二三六号一六頁参照）。

SSBJは、これを受け、高品質で国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発するに当たり、グローバル・ベースラインとされるIFRSSサステナビリティ開

示基準と整合性のあるものとするのが市場関係者にとって有用であると考え、わが国のサステナビリティ開示基準においても、IFRSS 1号・IFRSS 2号に相当する基準の開発に取り組むこととし、検討を進めていた。

まず、本公開草案は、適用対象企業を定めていない（プライム上場企業以外の企業も適用できる）が、開発に当たっては、プライム上場企業に適用することを想定し、また、本公開草案の定めに基づく開示が有価証券報告書に含められることを想定している。

また、本公開草案は、IFRSS 1号・IFRSS 2号の内容を取り入れるか、個々の論点ごとに検討を行っている。

さらに、本公開草案の開発の基本的な方針は、(i)国際的な比較可能性の観点から、原則として国際的な基準の定めを取り入れるものの、国際的な基準による提供情報の有用性、企業への過度の負担、周

辺諸制度との関係を考慮し、すべての定めを無条件で取り入れることはしない、(ii)国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れるかについてコンセンサスが得られない項目は、当面、適用を任意とすることもある、(iii)国際的な基準と異なる定めを置くことにはならないものの、わが国の諸制度を考慮した場合の取扱いを明らかにすることが有用である場合、当該取扱いを追加することもあるというものである。

そして、本公開草案は、委員の意見が分かれた項目についても「採用されなかった案」という形で併記している。

令和五年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令等の改正（四半期報告書制度の廃止に伴う規定の整備）

会計審・東証も併せて改訂・改正事項を公表

三月二七日、令和五年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令（金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七九号）附則（一条三三号関係）が公布され、四月一日より施行され

た。これに関連した告示やガイドラインも同日に公布され、四月一日より施行・適用された。

これらの改正の主な内容は、四半期報告書制度の廃止に伴う規定の整備についてであるが、具体的には、①上場会社等が提出する半期報告書に関する規定の整備、②臨時報告書提出事由への、(i)「企業・株主間のガバナンスに関する合意」の締結・変更、(ii)「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」の締結・変更の追加、③「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」および「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」において、従前の四半期財務諸表を第一種中間財務諸表、従前の中間財務諸表を第二種中間財務諸表として中間財務諸表の作成方法等を含め規定するというものである。

また、これに関連して、企業会計審議会（会長・徳賀芳弘京都先端科学大学副学長兼京都大学名誉教授）は、三月二七日、同月一二日に開催した総会において、(ア)「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」

および(イ)「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」を取りまとめたことを公表した。

(ア)については、四半期レビュー基準から期中レビュー基準への名称変更、期中レビューの目的の改訂、実施基準と報告基準の改訂がなされている。また、期中レビューは、年度監査と同様の合理的保証を得ることを目的としているものではないことから、不正リスク対応基準は期中レビューには適用されないとされている。(イ)については、品質管理基準の一部の改訂を行い、期中レビューについての品質管理基準が準用されるように改めることとされている。(ア)の改訂は、原則として、年四月一日以後開始する期中財務諸表に係る会計期間の期中財務諸表に対する期中レビューから適用され、適用に当たって今後必要となる実務の指針については日本公認会計士協会での早急な作成が要請されている。

さらに、東京証券取引所は、三月二八日、有価証券上場規程等の一部改正を行い、四月一日から施行することを公表した。これは、四半期報告書

(第1・第3四半期)が四半期決算短信に「一本化」されることを踏まえ、東証が二〇二三年一月に公表した「四半期開示の見直しに関する実務の方針」に沿って、四半期開示の見直し等に関して、所要の上場制度の整備を行うものである(前記指針については、本誌二三四一号既報)。

本改正のうち、四半期開示の見直しに関しては、まず、(a)四半期決算短信の取扱いについて、四半期累計期間(第2四半期を除く)に係る決算の内容の開示における開示事項、四半期累計期間(第2四半期を除く)に係る四半期財務諸表等に対する公認会計士または監査法人による期中レビューの任意化および期中レビューを受けるべき場合等を定めている。また、(b)上場規則の実効性の確保については、上場会社による調査および調査結果の報告、公認会計士等との情報連携の強化、特別注意銘柄の指定要件の追加等を定める改正を行っている。

これらの改正は、四月一日から施行するが、(a)の開示事項および(b)の特別注意銘柄の指定要件の追加等については、施行日以後に開始する四

半期会計期間を含む四半期累計期間または中間会計期間から適用される。

東証、市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の第一五回会議を開催
企業行動規範・グロース市場の上場基準の見直しに関する議論

東京証券取引所は、三月二日、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」の第一五回会議を開催した。今回の会議では、①「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示状況(二月末時点)、②企業行動規範の見直し、③グロース市場の上場基準について議論された。

①については、二月末時点で、プライム市場の五九%(九六九社)、スタンダード市場の二二%(三四八社)が「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を開示(検討中を含む)しており、二〇二三年一二月末時点からは、プライム市場では一〇ポイント、スタンダード市場では三ポイント増加している。なお、引き続きPBRが低い企業/時価総額が大きい企業

ほど開示が進んでいる一方で、PBRが一倍以上の企業や、時価総額が相対的に小さい企業においても、開示に進展がみられるとされている。

②については、(i)企業行動規範の目的、(ii)実効性の確保、(iii)個別の規定に関して議論された。(i)は、企業行動規範について、これまでは、流通市場の機能維持・株主の権利保護の観点から、上場会社に責任ある行動を求める事項を規定してきたが、これに加え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点からも、必要な事項を規定していくことが考えられるか、その場合コーポレートガバナンス・コードとのすみ分けについてどのよう考えるかについて議論された。(ii)は、企業行動規範の「遵守すべき事項」については、規範に違反した場合に措置の対象とすることでの実効性を確保しているが、「望まれる事項」については、措置の対象とならない中で、上場会社の自律的な取り組みをどのように促していくことが考えられるかについて議論された。(iii)は、現行の規定に関して、近年の企業行動の状況やコーポレートガバ

月刊 資料版/商事法務

2024年3月号

直接購読制 A4判
月刊・毎月25日発行 年間47,300円(税込)

●オプション『資料版/商事法務データベース』●
ご利用料金 年間23,760円(税込)
※データベースのみのお申込はできません

〈主要記事〉

- 株主提案への実務対応
伊藤広樹/森 駿介/安西一途(弁護士)
- 個人株主の動向と個人株主向けの各種施策の現状
磯野真字(弁護士)
- 2024年における機関投資家の議決権行使基準等の改定と株主総会に向けた実務対応
白鳥塚也(三井住友信託銀行)

〈連載〉

- ESG株主に聞く〈第5回〉コーポレート・アクション・ジャパン
- 有価証券報告書の記述情報の開示事例分析(3・完)
遠藤基弘/立木真理子/橋本篤史(公認会計士)
- コーポレート・ガバナンス報告書の記載事例分析(2)
三菱UFJ信託銀行法人コンサルティング部

〈6月総会分析〉

- 剰余金処分議案の分析と記載事例
- 会計監査人選任議案の事例分析
- 計算書類
- 監査報告書

〈判例評釈〉

- スジャータめいらくの吸収合併にかかる株式買取価格決定申立事件の検討(最決令和5年10月26日本誌479号145頁)
仲 卓真(大阪公立大学)

〈裁判動向〉

- 振替株式の名義株主でない者を含む原告らによる東芝に対する有価証券報告書の虚偽記載等を原因とする損害賠償請求事件(東京地判令5・12・21)

〈視点〉

- 「ビジネスと人権」と開示
森田多恵子(弁護士)

株式会社 商事法務

電話 03(6262)6758(営業)
FAX 03(6262)6804(〃)

見本誌ご希望の方はFAXにてご請求下さい。

月間日誌

2024年3月

7日	金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を公表（令和6年内閣府令第16号。新規公開時・第三者割当て時の個人情報開示の見直し）（2353号）	25日	中企庁、中小企業者等向け支援策 ガイドブック（第4版）を公表
8日	金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令」および「金融サービス仲介業者等に関する内閣府令」の改正を公表（令和6年内閣府令第17号。新NISA制度開始に伴う信用供与の上限額関係）（2353号） 金融庁、「記述情報の開示の好事例集2023」を更新	26日	経産省、「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」を公表 経産省、産業競争力強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場に関する研究会 中間整理 金融庁、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の第1回会議を開催 JPX、「生成AIを用いたTCFD開示調査」の公表（2355号）
11日	GPFI、「GPFIの運用機関が考える『重大なESG課題』」を公表（2354号）	27日	会計審、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」を公表（2355号） 消費者庁、「企業不祥事における内部通報制度の実効性に関する調査・分析」を公表
13日	監査役協会、「新しい四半期開示制度の施行に当たって」を公表（2354号）	28日	東証、金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正（2355号）
15日	金商法・投信法改正法律案、事業性融資の推進等に関する法律案が国会提出される（資本市場の活性化と事業性融資の推進）（2354号） 金融庁、「金融分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」を公表（2354号）	29日	金融庁、「令和5年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」を公表（サステナビリティ等に関する開示府令等改正を踏まえた法令改正関係審査および重点テーマ審査） SSBJ、サステナビリティ開示基準の公開草案について意見募集（2355号）
19日	商事法務研究会、「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会」報告書を取りまとめ（2354号）		
22日	令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令等が公布（四半期報告書制度の廃止に伴う規定の整備等）（2355号） 東証、市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の第15回会議を開催（2355号）		

ナンス・コードとの重複等を踏まえ、見直しが必要な事項はあるか、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点からも規範を設けていく場合、どのような事項について具体的に規定することが考えられるか、たとえば、資本コストや株価への意識、対話・IRの推進等についても、企業行動規範として規定することが考えられるかについて議論された。

③については、(i)上場維持基準の引き上げを行う目的についてどのように考えるか、(ii)仮に引き上げを行う場合には、どのような点に留意すべきかについて議論された。

JPX、「生成AIを用いたTCFD開示調査」結果を公表

開示項目クライテリア別、企業属性別の分析

日本取引所グループは、二〇二一年度・二〇二二年度に実施した「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査」に続き、東京証券取引所上場会社（二〇二三年四月一日から同年一〇月三十一日まで）に有価証券報告書を提出した東証上場国内企業二、一九八社）を

対象に実施した「生成AIを用いたTCFD開示調査」結果を公表した。サステナビリティ等に関する開示府令等改正（二〇二三年一月三十一日施行）が、二〇二三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されたことを踏まえてい

同調査は、生成AIを用いて、TCFD推奨開示項目クライテリア別、企業の属性（市場区分、時価総額、業種）別の開示状況を分析している。調査結果によれば、市場区分別では、プライム市場上場会社の開示割合は、いずれのクライテリアについてもスタンダード市場、グロース市場に比べて高かった。スタンダード市場、グロース市場においては、TCFD提言においてすべての企業が開示することが望ましいとされている「ガバナンス」「リスク管理」に関するクライテリアは、重要性評価を伴う「戦略」「指標と目標」に比べて、開示割合が高い傾向がみられた。時価総額別では、時価総額が大きい企業グループの開示割合が高く、業種別では、電力・ガス、銀行の開示割合が高かった。

旬刊 商事法務

No.2355

発行日●令和6年4月5日（5・15・25日発行）

発行人●大久保文雄

発行所●公益社団法人 商事法務研究会

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-6-2

編集長●齋藤 真

（編集担当）☎（03）6262-6726

（会員管理担当）☎（03）6262-6725

印刷●有限会社シンカイシャ

●あとかぎ●

▼四月五日は、新年度最初の刊行日である。八六年前の四月五日には有限会社法（昭和十三年法律第七四号）が公布されており、同法は会社法の制定に伴い廃止されたが、有限会社は整備法により実態として今なお残っている。▼本号には、日本弁護士連合会開催のシンポジウムに開催された、パネルディスカッションの内容を掲載した。そこではダイバーシティの推進とその遅れについて言及されている。古くから続く慣習等により形成された実態を変えることは容易ではない。しかしそれでは、コーポレートガバナンスに携わる人々が取り組むべき課題の向上があることが示唆されている。▼やわらかな春風に心華やぐ季節となった。本誌に桜の花びらを葉として挟み、春爛漫を満喫するのもよいかもしれない。（ロンジン茶）